

第16回 浦安市墓地公園運営審議会 会議録

日 時：平成19年2月28日（水）午前 10時より

場 所：浦安市文化会館 大会議室

出席者：村上会長、横田委員、中込副会長、宮崎委員、齋藤委員、松田委員、内田委員、茅野委員、高橋委員（戸倉委員が欠席）

事務局：醍醐都市整備部長、押尾都市整備部次長、宇田川公園緑地課長、露木公園緑地課長補佐、大塚（広）、知久、左海

議 題

1. 墓地公園管理棟及び集会施設の各諸室の概要について
2. 施設利用料について
3. その他

議事の概要（主な意見等）

- ・ どのような祭壇を設置する予定か。
府中市の市民聖園では、簡易的な祭壇を設置しており、事務局では、現在同様の祭壇を考えております。（写真回覧）
- ・ 職員の更衣室や、休憩室は必要がないのでは、今から変更は可能か。
仕様の変更は、難しいですが、公社の自主事業でどこまで、出来るかということだと思っております。公社と協議をしながら、対応してまいりたいと思います。
- ・ お盆、お彼岸時期に利用者が集中する時期の対応が必要。
- ・ 現在の墓所管理料及び納骨堂使用料の値下げ等の考え方について
管理料及び使用料につきましては、当初運営審議会で、ご議論いただいて決まりましたが、随時見直しを検討しながら、進めていくというのが、市の方針でございます。
- ・ 平成17年度実績から、全体計画の基数の約四倍とすれば、コスト面からの使用料の目安がつかくのでは、また、市外者については、墓地の管理料や、斎場の考え方がわかれば、出ると思う。
- ・ 次回に料金の考え方を再度整理した資料を事務局が提出することとし継続審議となった。

【会議経過】

事務局

墓地公園管理棟及び集会施設の各諸室の概要についての説明

会長

事務局より、施設の概要について説明がありましたが、なにかご質問等ありますでしょうか。

会長

それでは、確認ですが、法要室がありますが、祭壇については、どのようなものを考えていますか。

課長

追加の参考資料に府中市の市民聖園とありますが、そのなかの和室に簡易的な祭壇があり、浦安市においても、このような簡易的な祭壇を検討しております。視察に行った時の写真がありますので、回覧いたします。

委員

この施設で、管理運営していくなかで、常駐する職員は、男女それぞれ何人ぐらいを考えているのですか。

課長

今現在お願いしておりますのは、施設利用公社で、指定管理者としてお願いしております。新しく管理棟及び集会施設が建設されますと、管理事務所の用途も成すということで、公社の社員のかたが、1人とあと臨時職員の方が、2名もしくは、繁忙日については、3人と、そういう予定でございます。

委員

女性ですか、男性ですか？

課長

公社の社員がおそらく、男性、臨時職員の方が、女性になってございます。また、周辺の墓域を含めて、建物の清掃員として、3名の方を予定しております。

委員

それではですね、男性、女性を問わず、従業員の方には、制服を支給されるのですか？

課長

現在の公社では、私服で、社員の方は、制服があると思いますが、臨時職員の方は、私服で業務をやられてございます。

委員

3、4名の従事者で更衣室や休憩室は、最初から設定するべきものでないのではないかと思いますのですが。空いている日などは、予約状況を見ればわかるのだから、空いている時に行えばいいと思います。今からは設計を変更することは、難しいのですか。なかなか使用者はこのようなものは、納得しないと思うのですが。

課長

先ほども、説明でありましたとおり、公社の自主事業で、どこまでできるかということだと思っております。公社と協議しながら、対応してまいりたいと思います。

委員

市役所の中に休憩室などあるのでしょうか。

部長

庁舎でも大きくはありませんが、和室などを取っています。

会長

それでは、他にになにかございますでしょうか

委員

市の味方をするわけではありませんが、いろいろな市町村の集会施設を見ておりますが、どこまでサービスが必要かということですが、ロッカーを完備しているのは、約4割くらいです。私は、法要を行うときなどは、家で着替えて墓前にて済ませて終わるとというのが一般的でございます。なので、市が設備を設けるといのは、多分に議論をようすと思います。むしろ、気になったのはですね、僧侶の控室が1つしかないということですね。また、8ページの利用時間の頻度がおおすぎるのでは、ないか。お盆お彼岸時期には、利用者が集中しますのでその対応についても、どのように行なうのか。検討が必要。

課長

現状の人数では、今回計画しております更衣室では、大きいと思われることから、公社とも協議しながら、検討したいと考えております。

8ページの表につきましては、最大の利用でありまして、どのくらい利用ができるだろうかということで、作ったものです。各1時間の利用ということを仮定しまして、入れてみました。

会長

それでは、他になにかございますでしょうか

続きまして施設の使用料について、事務局より説明してもらいます。

課長

それでは、施設使用料について、ご説明したいとおもいます。

お手元の資料の7ページを見ていただきたいのですが・・・

1)施設の運営形態及び利用対象者並びに使用料の算出根拠と書いてありますが、今回建設を予定しております管理棟及び集会施設が開設すると、年法要など行うための集会施設の管理運営を行うこととなります。

この集会施設は、先ほど概要説明でいたしましたとおり、法要室、洋室、和室が配置されており、施設の運営については、年法要の際、法要室で法要を行いその後、洋室及び和室にて会食していただくという形で運営を考えております。

利用対象者といたしましては、浦安市墓地公園墓所及び納骨堂の利用者が利用すると考えておりますが、市内使用者及び市外使用者のほか、使用者以外で市内者、市外者の利用も考えられることから、利用対象者についても、設定するかどうか検討する必要と考えております。

また、法要だけの利用という方もおられることから、部屋ごとに使用料を設定したいと考えており、施設使用料の設定につきましては、今回、法要室2部屋、洋室2部屋、和室1部屋の計5部屋を考えております。

なお、諸室の概要説明でご説明いたしましたが、会議室については、運営上満室等で必要となった場合、指定管理者の自主事業として運営を図るものとし、使用料につきましては、他の5部屋に準ずるものと考えております。

続きまして、8ページを開けていただきたいのですが・・・

こちらは、法要及び会席の利用時間を設定しておりまして、法要1時間、会席1時間とし、1日あたり最大で、法要11回、会席10回を行えることとしております。

次に、また前のページ、7ページに戻っていただきたいのですが

下の部分に算出根拠についてとありますが、

施設使用料の算出につきましては、浦安市行政財産使用料条例に基づき、土地・建物の使用料を算出いたしました。

建物の価格については、建築費及び施設維持管理費の合計と、建築費については、使用者からの使用料(墓地公園基金として積み立てておりますが)事業費の1/3に、この墓地基金をあてていることから、建築費から基金分を除いた金額に施設維持管理費を加えたものの、2種類で算出いたしましたして、算出したものが9ページの1時間あたりの使用料算出一覧となっております。

9 ページの 1 時間あたりの使用料算出一覧を見ていただきたいのですが・・・算出結果から、各部屋の使用料については、2,500 円前後となっております。

次の 10 ページは、使用料算出の計算書となっております。

これらの結果をもとに、他施設などを考慮し、施設使用料についてご審議いただければと思っております。

なお、本日追加資料として、公営の施設では、秩父市、新座市、横須賀市、成田市、長南町、さいたま市、松戸市の事例を記載しております。

また、この事例の中でほとんどが、ひとつの部屋で、法要及び会席を行うこととなっておりますが、長南町につきましては、法要と会席を本市同様に別室で行う運営となっております。

以上、簡単では、ございますが説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

委員

基本的なことですが、運営にあたっては、指定管理者は決まりですか。指定管理者は民間ですか。

課長

本市の場合につきましては、18 年度からですね 3 年間で、施設利用振興公社というものがございまして、市が 100% 出資しております第三セクターです。これは、3 年間 4 年目にまた、公募いたします。

委員

そうしますと、運営で利益をあげなくてはいけなかどうか？利益が上がらなければ、税金を投入すればいいのか。それは、部屋の使用料の設定の基本となりますよね。

部長

指定管理者制度につきましては、使用料金制といたしまして、指定管理者が運営に見合う料金を設定して、運営する方法と、市が料金を設定して運営を委託し、実際に指定管理者が運営する方法がございまして、現在の墓地公園については、これまで市民に墓地を供給するという法的な考え方で進めてきましたので、基本的には指定管理者が料金を設定して、運営をするところまでは、現在のところ考えておりません。従いまして、市が建築費や維持管理費などを参考にしまして、料金を設定して、その範囲で指定管理者が運営していくかをだしていただいて、管理を行っていただく。今後施設の使用料金制につきましては、各施設でいろいろ検討しておりますので、今後の市全体の公共施設のありかたにつきましては、使用料金制ということで、指定管理者が料金を設定して運営をしていただくということによって、コストを削減するということは、今後の課題になろうかと思えます。

委員

それから、お花は施設の中で考えていますか。施設ができるといういろいろ変わってくると思いますが、法要が終わって会食を行う際は、使用者が仕出しなり、お店に連絡を取るのか、それとも市が全て行うのか。それによっても、料金設定に影響する。

課長

私も、府中市のほうに視察にいきまして、やはりですね、自由にいろんな飲食業のかたと、法要をやられる方が個別にやられますと、施設の利用とかに支障をきたしますので、やはり一回公社であります指定管理者を通していただいて、できましたら公社のほうで、仕出し等を行える方がどれだけおりますかと希望を伺ってリストを作りまして、それをお願いする。と、もうします

のは、仕出しを持ってきてそれを配膳するとか片付けるとか、そういうことは、そのレストラン等にやっていただきたいと考えてございますので、公社の職員の方がやられるのではなくて、そういう会席等はそういう方がやっていただく条件で取引する方はいますかと。公社と通してやっていただきたい。と今現在考えております。

部長

従いまして、施設の料金の中には、飲食関係の経費は基本的には見込まないという考えかたとなります。

委員

3, 4人じゃできませんものね

課長

従いまして、会席等、お花やお線香もそうなのですが、指定管理者公社の自主事業ということで、そこで収益をあげていただいて、市の方が支払う指定管理料をいかに下げさせていただくか、そのへんの話になるうかと思えます。

委員

今、市の職員の方から、話がありましたが、今指定管理者の公社の方がやられているなかで、指定管理者が移動したときにですね、指定管理の業務の内容について、見直しは迫られるのではないかと、指定管理者のそもそもの意義というのは、市側は民間に任せて、民間は市に負担をかけない範囲で利益を上げると、横浜市などお花の販売とかですが、公社は第3セクターでありますので、利益は追求しませんが、管理者が変われば、状況も変わってくると思います。むしろ、私が気になったのは、8ページの、9ページの内容です。どういう風に算出したのか。

課長

こちらですが、市内に同じような施設がございまして、その維持管理費が1千3百万ほどありまして、そちらを、参考にし、管理棟と集会施設の合計の維持管理となっております。集会施設のみを面積按分させていただいて、追加資料の3ページに維持管理費ということで、載せさせていただいておりますが、集会施設が44%ということから、6百万弱となっております。

委員

按分というのは、適正な考え方ですか？光熱費はどうか

課長

これまでは、行政財産手数料で、試算をしておりますので、これが正規の数字であります。仮にその施設を維持管理したらどのくらいかかるか、維持管理費をこれで賄いきれるのかと、いうことで、参考として算出したものなのですが、維持管理費がまだ、建物が建設されてません、なかなか見込みが非常に難しいものでしたから、他の類似施設の面積按分で計算させていただいて、参考数字ということで、実態としましては、そういう17年度の年間の回数で割ったとしても1回あたりですね1時間で7千円ぐらい実際はかかっているのではないかと、これはあの管理棟部分の人件費も入っての話なので、その辺確かに適切でない数値であると思いますが、ただ、ここでの言わんとしていることはですね、今現在14,000基中3,500基ぐらいですね、これからまだ、墓所を整備しましてですね、平成30年には、7,000基、また、平成42年には、14,000基これが全体になりまして、これから、どんどん増えていく傾向にある訳です。数が増えれば回数も増えますし、回数が増えればそれともなって、使用料が下がってきますので、今そういう整備事業の途中にあるということで、すべてが、墓所がうまってないという状況もございま

すので今現在で全部きちっとですね賄って維持管理をするというよりは、将来的なもので、採算があえばいいのかなと、そういう考え方もあろうかとおもいましたので、一応参考としてあくまで参考の数字として、お考えいただきたいと考えております。

委員

面積按分とっていましたが、これは、単に類似施設の面積按分ですか？

事務局

いいえ 今回建設いたします、施設の面積按分です。

課長

ただですね、人件費も面積按分となっておりますので、管理事務所のほうに人がいるわけで、集会施設は準備など若干あるとしてもまた、受付などがあるとしても、ほとんどが管理事務所としての業務であり、集会施設のほうには、回らないと思いますので、一概に面積按分というわけではないのかなとそのように思います。

委員

面積按分ではなくて、もう施設もわかっているのですから、積み上げていけば、わかることで、面積按分しなくてもよいのでは、実績もありますし。

部長

管理棟そのものは、集会棟を管理するだけではなくて、全体を管理する事務所になりますので、そういう意味であの集会場の料金に付加する維持管理費をどのくらいにするかということがなかなか、算出が難しいということなので、この管理棟の面積を按分して一般的な管理費を按分しどのくらいの維持管理がかかるだろうかというやりかたが適当かどうかということは、ありますが、行政財産、基本的にはこういう使用料の設定にあたっては、かかった建設コストや土地の使用料を基本にまず算出し、この施設を維持するのにどのくらいかかるかを参考に設定することが基本になります。最初にある資料といたしましては、まず、建設コストや土地の使用料をだすところのようになりますよと、維持管理費を計算しますと、このくらいになるのでは、ないかと、こういうことを参考に、管理コストだけではなかなかで、他市の事例も参考にしながら、それらを踏まえて料金をどのようにするかと、このくらいなら、施設の利用ができるなど、こういったことを考慮いただきまして、その中で設定していく、だいたい今までの設定となっておりますので、今回は、今の使用者で考えると非常に高く、将来の使用者で設定いたしますと、おそらく下がります。そういったことを考慮して、今回の資料が不足してご議論になるかどうかわかりませんが、そういったことを踏まえていくと、料金としてはまあ、どのくらいなのだろうかと、言うところを我々のほうとしましては、導き出せばいいのかなと、考えており、維持管理費を仮に計算するとこのくらいになるのでは、ないかと最低維持管理費を加えないかと、加えたものの中で、どの程度が適当なのかということに、集約できるのではないかと思います。

課長

追加資料のところ、不備がありまして、追加資料の10ページを開けていただきたいのですが、このところで、1平方メートル当たり括弧して建築工事費基金を除くと書いてありますが、プラス維持管理費、これも入ったの合計の価格がですね1億飛んで円ということで、入ってございまして、そして、これはですね、維持管理費を使用料ですべてペイできるという話では、ございまして、あくまでこの維持管理費と建設費をいれて、行政財産手数料条例という市の条例がございまして、そこに算出式がございまして、その式にすべてその金額を入れていくと、公共施設は、

1平方メートル当たりこのぐらいが、妥当ではないかと、そういう数字を決めるものであって、この数字イコール維持管理費がすべて賄えるというものでは、ございませんので、公共施設の使用を算出するための数字と、そういうことでご理解していただきたいと思います。また、それに基づいて使用料は決定されると、ちなみに参考として、実際維持管理費で今の使用料でどうなっているのだろうと、賄いきれないものがあるのではなからうかと思ひまして、維持管理費で使用の回数で割ってみましたら、このぐらいの単価になるのでは、ということで、追加資料には、多々不備がたりましたが、あくまで事前にお渡し視したし資料を基にご審議いただきたいなと

会長

みなさん方もわかりづらいと思いますので、9ページ等の説明をお願いいたします。

建物と土地のみのように見えますが、維持管理費は入っているのですか。

また、市として、最低はこのぐらいとかの明示をしてほしい。他の事例とも見比べると一概には言えませんが、参考になる。これらを踏まえて進めていきたいと思いますが、他にありませんか？

委員

13ページですが、墓地公園の管理料つきまして、現在墓地の管理料は、5,350円それから、納骨堂を借りている人は、12,600円これは、年間ですよ。この管理料や使用料を下げるといふ考えはございませんね。

課長

あ、管理料につきましては、これも当初運営審議会のなかで、委員の方々にご議論いただきまして、管理料の市内、市外者の料金が決まったのでございますが、これにつきましては、当初の資料を見ますと、14,000基すべての方が全部うまったとした場合の維持管理費を想定いたしまして、それで割り返した数字で算出していると、ですから、今現在四分の1の3,500基の分でいくとやはり足りない、足りない分につきましては、市のほうの一般財源から充当していると、そういうような状況でございます。条例で決めてございますが、今後使用料につきましては、随時見直しを検討しながら、進めていくというのが、市の方針でございますので、これは、ある程度時間がたちますと、これが妥当であるかどうかの検証見直しは今後していかなければいけないとそのように考えております。

委員

そうしますと、建築費の3分の1が基金が入っていると、今後土地代だけがということになりますと、当然不足分が出てくると思います、それは、このあたりから、捻出するようになるのですか。

部長

使用料で誤解があるといけないので、先ほどの基金の使用料というのは、墓地の・・・一般に言いますと永代使用料、うちは期限を設けておりますが、45万円の使用料これの考え方として、建設費だとかそういったこと、使用料を基金に積んで建設時に充当するという考え方がありますので、使用料については、3分の1を建設費に当てられているということで、ご説明させていただきましたので、管理料については、運営するコストこれを先ほど課長が言いましたように、当然大きい面積を管理していますもので、今の使用者だけで、負担してしまいますと、大きな負担になってしまいますので、将来の埋まったときが、適正な管理料になるだろうということで、設定されてると。

委員

そうしますと、時間当たり5千円、7千円、1万円といった高額な設定にはならないと。そうしますと、実際の経費は使用料から、賄えないのではないのかなと個人的に思っているのですが、その賄えない部分については、税金でもいいと思うのですがそのあたりをこれで、カバーしていくのかなと思うわけです。新しい資料のところ、1000分の3を乗じた値とかいてありますが、実際いくらになるのですか。建物の価格の5.25 土地の1000分の3.15とありますが、だいたい概算でいくら位になるのか。

課長

資料の10ページになりますが・・

事務局

計算の説明また、他施設の事例の説明

部長

補足ですが、他市の事例、行政財産使用条例などの資料がありますが、本来たたき台のようなものを提示してご意見を伺うというほうがよろしいかと思ったのですが、最終的には、使用料の対象者をどのようにするか、あるいは、利用設定時間をどのようにするのか、その料金をどのようにするのかと、いうことをここで、ご議論いただいて、答申をいただくということが、最終的な成果ということで、ご審議いただくのですが、今回市の方で、たたき台を積みきれなかったと言う事がありますが、この段階ですらあまりこの料金が適当ではないかとしてしまいますと、どうかということがございましたので、本日につきましては、ご説明いたしまして、料金についてのご意見をいただきまして、次回にはですね、ご意見をいろいろ参考にいたしまして、たたき台として、提示させていただいて、最終的なご意見をいただくと考えてございますので、他市の状況や、行政財産から見た料金設定の考え方、それから、時間設定について適正かどうか、使用対象者についてどうか、こういったことについてのご意見がございましたら、そういった形でご意見を伺えたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

行政財産使用料条例は、行政財産の基本的なものをうたっているもので、各施設の公共料金につきましては、別途条例で定める、今回諮問いただくのは、この集会施設の条例で料金を定めるにあたって、その料金について、諮問していただく、ということになりますので、

委員

わたしが思いますのは、行政財産使用料から、算出するのであれば、私たちの参入する余地があるのか。そういう部分で、会の趣旨をはっきりさせないと、二の足を踏んでしまう。

課長

行政財産使用料で、大部分は土地の評価額なので、それが先ほども大きいと、これは評価、委員ご存知だと思いますが、見直しが毎回あります、その見直しのたびに計算をするようになりますと、毎回使用料が変化することとなりますので、これは、ひとつ、きちっとその時期にあったものの中で、使用料を決めまして、墓地公園の条例がありますから、そのなかで、使用料45万と同じように、こういう法要を行う使用料をある程度決めさせていただいて、その中で、何年か運営させていただいて、それで、また何年か経てば、評価額の変化もあるでしょうし、その時にまた、見直しを行いまして、こういう端数の数字が出てくると思いますので、その時代にあわせながら、その条例の中で、また、新たに使用料を変えていくと、そのような形で、行政財産使用料の数字が、全てではなくて、ある程度複数で料金を決めましてこれによりますと、毎年、3年に一度ですね、金額が変わるという数字となってしまいますので、運営上につきましては、一定

の額を長期間決めさせてもらうということで、このように、審議会を設けて、ご議論いただくということを考えております。

基本的には、条例で決めなさいということで、使用財産使用条例を参考とし、設定すると計算書だけで、出てくるとなかなかわからないところがある。

会長

追加でなにかありますか。

部長

ちょっと、詰めきって無いところもありまして、料金についてはですね、正直いってどのようにしたらいいか、わかりませんが、対象者につきましては、現在墓地そのものが、市民限定して、供給していると、いう状況もございますし、施設の利用等を考えますと、墓地使用者に限定して考えております。ただ、利用効率として、ほんとに墓地利用者だけで、施設の稼働率はどうか、こういった点が、まだまだ、予測が付きませんで、悩みのところですよ。基本的な考え方として、墓地公園の付帯施設として、整備するものですから、墓地使用者の利便に供すると基本的に考えている、そういった点で、ご意見をいただきたい。時間帯につきましては、フルに稼働した場合の設定をしましたけれども、他市の事例を参考にしまして、法要1時間、会席1時間、と時間当たりの料金を設定したらどうかと、いうふうに考えてございまして、あとは、追加したときの料金をどうするか、30分単位で設定しまして、追加したらどうかと事務局といたしましては、考えて、肝心の料金なのですが、先ほど課長からありましたとおり、受益者負担をどのくらいに考えるかあるいは、他市の均衡、利用者の利便性そういったことを踏まえて、どのように設定するか最終的にあるかと思ひまして、目安といたしまして、行政財産使用料を基に、ご意見をいただいて、たたき台をご提示させていただきたいと思っております。1時間2千5百円というのをひとつの目安としていただきまして、ご意見いただければなと思っております。

委員

コスト面からも、説明してもらいたい、別の側面からも、このくらい必要では、ないかとか。

次長

ただですね、委員からもご指摘いただきましたように、基本的には行政財産使用料についての第2条1項3号の内容を踏まえて計算式がありますので、わかりづらい点があったと思ひますけれども、基本的には条例に基づいた計算式であるということご理解いただきたいとおもいます。それについて、改めて算出された使用料を墓地公園条例で定める。

委員

それは、部長の説明と違いますね。

部長

そうでは、なくて個々の施設で応じた料金を設定します、維持管理などは原則であります。そういうものに寄らない場合は、一般的な行政財産使用条例で適応しますよということですよ。考え方としては、委員ご指摘のように維持管理費やコストを踏まえて料金を設定するのが、基本料金の一般的な考え方でございます。

課長

横田委員からもありましたように、追加資料のほうでも、不備な部分がありましたので、もっと詳細に、人員もしっかりした維持管理費をだしまして、ただ管理事務所は、管理料で賄っていることもございまして、集会施設は、集会施設の使用料と分けられてそれをたされまして、全体の

施設を運営するということになりますので、もうちょっと詳細に詰めましてしっかりとした形で、行政財産使用料で出された金額と別に、しっかりと維持管理費の面から、だいたいどのくらいになるか、資料として次回出させて頂きたいと思います。

委員

墓地は、まず市民でなくては、いけませんよね。市外にいった場合

部長

そのために、市外者料金があります。そういう意味では、市内者、市外者で差をつけていると。ただ、基本的には、市民の方は、そこに祭られていると、墓地の使用者をどのように理解するかなんですが、使用料を払っている方を、利用者とするか、祭られている方を言うのか、通常法要する場合は、そこに祭っている人を法要するわけですから、そういう決め方もあるのかなと。

委員

市の斎場とは、違いますよね。

部長

市の斎場はですね、空いている限りは断れない。市民だけですよというのは、法律上できません。ただ、多くの市がですね、市内、市外の方を低料金で行うのは、困難な状況でございますので、かなり、市民の税金を投入せざるを得ないという状況がありますことから、市民については、低料金、市外者については、高い料金を設定させて貰っていると、一般的には、10倍位の差があるということです。

委員

繁忙日にですね、どういう運営をするか気になります。

部長

使用者以外の方の使用を許可しますと、繁忙日などに、実際使用者が使用したいときに利用できない場合が出てきます。基本的には、墓地公園の施設の中にできる施設でありますので、墓地使用者のための付帯施設として、基本的には考えていきたい。あとは、稼働率ですとか、需要が満たない場合は、受け入れもあるという。浦安市は、使用者に供給するというところで、当面使用者を対象とした施設という考え方であります。

委員

管理棟及び集会施設について、議会の承認が得られないとききましたが、時期的に変更は、あるのですか。

部長

契約案件につきましては、12月にですね、契約案件を上程したのですが、落札者について、市当局が十分な説明ができなかったことから、継続審査になりました。今回、継続審査の審議をいただいておりますが、一昨日の常任委員会におきましては、その後わかった事実等を説明したしまして、可決しております。来週の本会議で、正式には、採決されるという状況になりました。

課長

19年度の12月いっぱいまで終わりました、20年の1月からですね、なんとか開園していきたいということで、運営上の予算は計上させていただいています。ただ、これからの工事になりますので、土地の条件とか地盤とかですね、いろんな諸問題がありますと、うまく行って12月ですから、若干伸びるという可能性もありますので、いまのところ、1月に開設していきたいと考えております。あと、行政財産の使用料には、消費税がかかるのでは、ないか、また、確認いた

します。

委員

もう今の段階で、仕様などの変更は、できないのですか。

部長

これはちょっと微妙なのですが、予算に計上いたしましたのは、18年度に計上いたしまして、実は入札が不調だったこともありまして、予算上は、繰越して、19年度でも使えるような措置をいたしまして、入札をおこなったという経緯がございまして、3月議会で可決いたしましたら、予定どおり進められると、万が一否決されますと、もう一度入札のやり直しという状況になります。今回の揉めている要因のひとつとして、入札はしたのですが、応札者が2社しかなくて、そういう中で落札したという経緯がございまして、価格設定にきついものがあるのではないかと、いう状況もございまして、再入札を行うということになりますと、設計内容についても、若干見直し、予定価格だけですむかどうかという問題がありますので、完全に今の予定で変えないでというわけにはいきませんが、継続した予算の中で、大きくこの内容を変えるということは、ならないと考えております。

委員

お聞きしましたが、斎場をオープンしたときも、このような審議会を開催したのですか。

課長

いや、持っていないです。

委員

それを踏まえて今回、持たれたのかなと思ひまして

課長

墓地公園につきましては、建設当初からですね、墓地公園事業は長期的に、平成42年まで行っていきますので、建設や使用料の問題をご議論いただくということで、運営審議会というものを、条例できちっと定めてですね、位置付けおりますので、こういうなかで、墓地公園の場合は審議していただくということで、斎場の場合は、一回決めてですね、もうあと運営だけということで、担当から詳しくは聞いておりませんが、審議会は設置せず、先ほどの行政財産使用料ですとか、維持管理費の問題とか、そういうものを総合的に勘案して、担当課のほうで案を作って市の方で決めたということで、審議会は設置してないと伺っております。

委員

ちょっと斎場の悪評というのですか、耳にするものですので、そういうことの反省を踏まえて設置されたのかなと

部長

まあ、もともとは、審議회를設置しておりますので、施設の使用料につきましても、審議会で、ご審議していただければと

委員

先ほどもでもありましたように、更衣室などの変更はできないのでしょうか。

課長

検討していきたいと考えております

部長

運用の中で対応していきたい。

会長

それは重要なことですね。

部長

運用の中で、対応できるものは、検討していきます。

課長

府中市では、コインロッカーがありまして、そのような方法で行うということもあります。

会長

他にご意見はありますでしょうか結論には至らなかったのですが、

委員

最後になりますが、平成17年度実績で413件ということで、だいたい4倍すれば、計画基数の値になりそうになりますと、3千2百件となり、運営のほうを見ますと、だいたい稼働率60%ぐらいになるのかなーと、そうすると、千五百円ですので、他の事例を見ますと、いい線なのかなと。そうすると、行政財産の2千5百円と千円の開きがあるので、それをどのように埋めるのかなーと

管理料については、先ほどご説明がありましたが、全体計画基数で行って5,350円と全部貸し付けが終わってないので、最終的には全部終わった段階でチャラになると、それは、わかったのですが、市外者が市内者に比べ約2,500円上乗せされていますがその根拠を教えてください。斎場の設定の根拠がわかれば、導きだせるのかなとおもうのですが、

課長

根拠はございません

これまでの運営審議会の中で、ご議論いただいて、使用者が年間このくらいなら、払えるのではないかということで、まず、市内者の金額が決まりまして、市外者につきましては、いろいろ議論がありました、そういう中で、皆さんの委員の中で、1.5倍その当時はですね、今は施設を見ますとだいたい2倍とかですね、今の斎場は5倍ですとかですねそういう時代となっておりますが、当時の時代におきましては、1.5倍ぐらいの金額が妥当じゃないかということで、ご理解いただきまして、それが答申となって、条例の中でも規定させていただきました。

部長

コスト全てを、受益者からいただくのは、非常に難しいので、基本的には税金が投入されています、ですから、市外者については、税で皆さんが負担する部分を、市外者については、一定程度ですね、受益者として負担していただくという考え方なのですが、なかなか計算上は出てこないということで、1.5倍、2倍などで、料金を上乗せしているということが、基本的な考え方なのかなと考えております。

会長

斎場が5倍というのも、どうなのでしょう。

部長

斎場は、他市では、大きい所で、10倍以上

委員

浦安は安いと思いますよ。減価償却だけで、1人あたり、5万円程度おかしくはない。

部長

浦安市は、今まで近隣にお世話になってきたのが、ありますので、その辺ですね。他は10倍以

上のところがあります。

部長

受益者負担を最大限利用したものと、このぐらいが妥当ではないかなど、考え方を整理させていただいて、次回提出させていただきます。

会長

それでは、これで終わりたいと思います。

課長

資料をつくりまして、3月末にまた、開催したいと考えております。

問い合わせ先

都市環境部 みどり公園課 緑化推進係 電話 351 - 1111 (内線) 1966